

横須賀市管路維持管理業務委託 要求水準書

目 次

1	適用	1
2	用語の定義	1
3	本業務委託の概要	3
4	本業務委託の実施体制	3
5	全体業務内容	5
6	業務要求水準	6
7	その他	11

別紙資料

- 参考1 本業務委託における全体フロー図

令和6年3月

横須賀市上下水道局

1 適用

本要求水準書は、横須賀市上下水道局（以下「局」という。）が発注する横須賀市管路維持管理業務委託（以下「本業務委託」という。）について、局が本業務委託の受託事業者（以下「受託者」という。）に求める事項及び本業務委託における要求水準を示すものである。

2 用語の定義

- (1) 「管路施設等」とは、配水管、仕切弁類、弁きょう類、消火栓、空気弁、減圧弁、給水装置における水道メーターまで（水道メーターの二次側パッキンを含む。）、下水道本管、マンホール、ます、取付管、雨水調整池及び水路等をいう。
- (2) 「道路内」とは、道路法において規定されている道路及び私道、又は通常道路として第三者の通行の用に供している部分等をいう。
- (3) 「宅地内」とは、私道を除く給水装置所有者等の所有地又は敷地内をいう。
- (4) 「申込書」とは、局が指定する給水装置修繕工事申込書をいう。
- (5) 「原因者」とは、故意又は過失により管路施設等を破損させた者をいう。
- (6) 「昼間業務」とは、午前8時30分から午後5時15分までをいう。
- (7) 「夜間業務」とは、午後5時15分から翌午前8時30分までをいう。
- (8) 「閉庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び年末年始（12月29日から1月3日まで）をいう。
- (9) 「開庁日」とは、閉庁日以外をいう。
- (10) 「全日」とは、開庁日及び閉庁日を含めた全ての日のことをいう。
- (11) 「準備引継期間」とは、本業務委託を履行するにあたり、円滑に履行開始できるよう研修及び準備を行う期間をいう。
- (12) 「上下水道施設管理システム」とは、局が所有する上下水道施設をデータベース化したシステムをいう。
- (13) 「給水修理受付システム」とは、局が所有する水道使用者等からの漏水通報、水道に関する問い合わせ及び処理内容を入力するシステムをいう。
- (14) 「局単価契約業者」とは、局が別途契約する水道管路緊急工事等単価契約、給水装置緊急工事等単価契約及び水道管路緊急工事等に伴う路面復旧工事単価契約の契約業者のことをいう。
- (15) 「修繕工事」とは、漏水等により、配水管及び給水管等の部分補修又は布設替えを局単価契約業者が行うものをいう。
- (16) 「路面復旧工事」とは、修繕工事跡において、道路管理者の定める基準及び土地所有者の了解に基づき、道路内の舗装工事を局単価契約業者が行うものをいう。
- (17) 「緊急修繕工事」とは、漏水量や危険性等を勘案した結果、速やかに修繕工事

を行う必要があると受託者が判断したものをいう。

- (18) 「計画修繕工事」とは、漏水量や危険性等を勘案した結果、速やかに修繕工事を行う必要がないと受託者が判断したものをいう。
- (19) 「事務室」とは、受託者が本業務委託に係る業務処理を行うために、局が貸与する逸見総合管理センター内の場所をいう。
- (20) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (21) 「断水作業」とは、修繕工事等に伴う、断水、通水及び洗管作業をいう。
- (22) 「軽微な修繕作業等」とは、水道メーターのパッキン交換、水道メーター用止水栓の交換、水道メーターボックス蓋の交換等のことをいう。
- (23) 「事故破損漏水」とは、原因者が、他企業者等の施工する工事で故意又は過失により管路施設等を破損させた自然漏水以外の漏水をいう。
- (24) 「出水不良」とは、漏水による水圧低下等を原因として、給水栓から十分な水道水が得られない状況をいう。
- (25) 「濁水」とは、流速変化及び仕切弁操作等を原因として、水道水に濁りが発生した状況をいう。
- (26) 「洗管作業」とは、配水管及び給水管内にある異物の排出作業、濁水の排水作業及び空気の排出作業をいう。
- (27) 「ウォーターハンマー現象」とは、仕切弁操作及びポンプの急停止等を原因として、配水管内の流速が急激に変化した際に管内圧力が大きく変化する現象をいう。

3 本業務委託の概要

(1) 目的

本業務委託は、局が管理する管路施設等の漏水修繕、補修、出水不良、濁水の通報及び下水道の閉塞等に対し、迅速かつ適確に対応する業務である。

また、管路施設等に起因する市民生活への影響及び二次被害を最小限にするため、受付業務、現場確認業務及び工事監理業務を一元化し、効率的に実施することにより、管路施設等の機能を正常に保ち、上下水道の安定運用を確保するものである。

(2) 履行場所

履行場所は、以下のとおりとする。

ア 水道に関するもの

- ・横須賀市水道事業給水区域全域

イ 下水道に関するもの

- ・横須賀市公共下水道計画区域全域

(3) 履行期間

履行期間は、令和6年10月1日から令和12年3月31日までの5年6か月とする。

ただし、令和6年10月1日から令和7年3月31日までは、準備引継期間とする。準備引継期間内における業務の内容は、局の指示を受けること。

(4) 業務時間

業務時間は、履行期間中における全日0時00分から24時00分までとする。

4 本業務委託の実施体制

(1) 事務室の使用

ア 本業務委託の実施拠点は、事務室（局が指定した範囲に限る。）を使用すること。

イ 事務室には、業務の履行に必要な設備等を用意すること。

ウ 効率性の観点から受託者が追加拠点を設ける場合に発生する費用は、受託者の負担とする。

(2) 責任者等の配置

ア 受託者は、本業務委託を統括する責任者（以下「業務管理責任者」という。）を1名配置すること。

イ 業務管理責任者は、常に局と連絡を取ることができ、開庁日昼間業務においては事務室に原則常駐すること。

ウ 受託者は、業務管理責任者の代理となる者（以下「副業務管理責任者」という。）を1名以上任命し、業務管理責任者が不在の場合には、副業務管理責任者を1名配置すること。

エ 副業務管理責任者は、業務管理責任者が不在の場合には業務全体を管理し、業務管理責任者としての責任を負うこと。

(3) 業務従事者の配置

ア 本業務委託の要求水準を効率的、経済的かつ安全に履行できるよう、業務従事者の適切な配置を行うこと。

イ 受託者は、履行開始前に人員計画書を局に届けること。

ウ 毎月の本業務に関わる業務従事者の勤務表を作成し、局に提出すること。もし、勤務表に変更が生じた場合は、速やかに局へ報告すること。

エ 人員計画書は労働基準法等を遵守したものとし、労働基準監督署へ届出関係を行った場合は、局に報告すること。

オ 業務従事者を配置する場合、「表1 業務従事者の資格要件」を満たすこと。

表1 業務従事者の資格要件

業務従事者	資格要件
業務管理責任者 副業務管理責任者	(公社)日本水道協会が認定・登録する水道施設管理技士の管路施設管理技士3級以上の者、水道法施行令第5条に該当する者と同以上の者、給水装置工事主任技術者を有する者のいずれかに該当し、かつ酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を有する者
現場確認業務・ 工事監理業務従事者	水道の技術上の実務又は工事に従事した経験(3年以上)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を有し、本業務委託における能力相当の知識を有する者
補助業務従事者	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育を受講した者
事務業務従事者	本業務委託における受付業務及び申請業務等の事務作業を遅滞なく行う者

※ 資格証の写し及び実務経験を証明する書類を提出すること。

(4) システムの使用

本業務委託の履行にあたり、局が所有する以下のシステムを使用すること。

ア 上下水道施設管理システム

イ 給水修理受付システム

5 全体業務内容

本業務委託における全体業務内容は、「表2 全体業務内容」のとおりとする。これらの業務については、原則受託者の責任において履行すること。

表2 全体業務内容

項目	明細	業務内容
受付業務 (水道)	電話受付 (水道関連等)	漏水通報に対する問い合わせ対応及び受付等 修繕工事に対する問い合わせ対応及び受付等 水道に関する問い合わせ対応及び受付等
受付業務 (下水道)	電話受付 (下水道関連等)	下水道の閉塞通報に対する問い合わせ対応及び受付等 下水道に関する問い合わせ対応及び受付等
現場確認業務 (水道)	漏水調査等 (道路内)	漏水箇所調査、漏水位置の特定、修繕工事の予備調査、初期対応、関係者の確認、申込書の受領、交通規制の状況判断、地元調整、二次的災害の防止対応等
	漏水調査等 (宅地内)	漏水箇所調査、漏水位置の特定、修繕工事の予備調査、初期対応、関係者の確認、申込書の受領、交通規制の状況判断、地元調整等
	軽微な修繕作業等	メーターボックス内の軽微な修繕作業、水道メーター用止水栓の交換、メーターボックス蓋の交換等
	出水不良・濁水等の調査及び対応	出水不良・濁水等の状況確認及び洗管作業、説明対応等 消防活動及びその他の原因により発生した濁水の洗管作業等
	その他	局指示による緊急時対応等
現場確認業務 (下水道)	下水道に関する現場確認	下水道管路施設の状況確認及び対応等 道路陥没等の二次的災害の防止対応等
工事監理業務 (水道)	関係機関申請等	所轄警察署への緊急道路使用連絡、地下埋設物設置事業者等への協議立会申請、消防局への連絡等 道路占用許可申請書、道路占用掘削工事しゅん工届等 (国土交通省道路占用システム等を含む。)
	修繕工事・路面復旧工事依頼	修繕工事・路面復旧工事の依頼
	修繕工事・路面復旧工事監理	現場における品質管理、出来高管理、工程管理、安全管理、清掃及び環境対策等
	断水作業	局の指示による給配水管仕切弁操作及び断水作業等 修繕工事における工事影響範囲の市民等への断水等の広報
	精算補助	修繕工事報告書及びその他書類の内容確認、工事施工書の作成
	しゅん工図管理等	しゅん工図(配水管、給水管)、使用見込みのない給水装置の撤去に係るしゅん工図、上下水道施設管理システムの修正等
	材料管理	局が所有する資材倉庫に保管されている修繕材料の搬入・搬出及び在庫の確認等
交通誘導員管理	全日の昼間業務における交通誘導員の確保、修繕工事現場への配置、交通誘導員の管理等	

※ 局負担で修繕工事を行う範囲は、原則水道メーターまでとする。

※ 修繕工事及び路面復旧工事は、局単価契約業者が行うものとする。

6 業務要求水準

業務要求水準とは、本業務委託を実施するうえで、受託者が最低限度満たすべき要件であり、その具体的達成手法は受託者の提案によるものとする。

(1) 受付業務（水道）

ア 電話受付（水道関連等）

- (ア) 履行期間中における全日の業務時間において、漏水通報等に対する問い合わせ対応及び受付を行うこと。
- (イ) 水道事業に関する内容と明確に断定できない場合も受付を行うこと。受付した内容が他部署等に関係する事案であれば、他部署等に引継ぎを行うこと。
- (ウ) 受付した内容等については、給水修理受付システムに入力すること。
- (エ) 各業務の完了後、受付内容、関係者及び処理状況等を給水修理受付システムに入力すること。
- (オ) メールや SNS 等の通報についても、速やかに問い合わせ対応及び受付を行うこと。
- (カ) 閉庁日昼間業務及び夜間業務において、他企業者等が施工する工事に係る埋設物調査依頼等があった場合は、滞りなく対応すること。

(2) 受付業務（下水道）

ア 電話受付（下水道関連等）

- (ア) 履行期間中における全日の業務時間において、下水道の閉塞等に対する問い合わせ対応及び受付を行うこと。
- (イ) 下水道事業に関する内容と明確に断定できない場合も受付を行うこと。受付した内容が他部署等に関係する事案であれば、他部署等に引継ぎを行うこと。
- (ウ) 受付した内容等については、給水修理受付システムに入力すること。
- (エ) 各業務の完了後、受付内容、関係者及び処理状況等を給水修理受付システムに入力すること。
- (オ) メールや SNS 等の通報についても、速やかに問い合わせ対応及び受付を行うこと。

(3) 現場確認業務（水道）

ア 基本事項

- (ア) 現場確認は、原則受付当日に行うこと。なお、道路内漏水の疑いがある場合は、直ちに現場確認を行うこと。
- (イ) 現場確認後に当日の対応ができず、継続して対応を行う場合は、作業報告書（任意様式）を作成し、翌開庁日午前中に提出すること。
- (ウ) 漏水等により路面が陥没又は陥没のおそれがある場合は、その状況を詳細に局に連絡すること。また、車両や歩行者が通行するうえで危険な場合は、

防護柵その他保安用品等にて安全確保を行い、局の指示に従うこと。なお、通行に支障が生じる場合は適宜交通誘導員を配置すること。

- (エ) 管路施設等に起因する沈下、亀裂及び陥没等を発見した場合は、速やかに安全対策を行うこと。特に主要幹線道路等の交通量が多い路線においては、局に状況を報告すること。

イ 漏水調査（道路内・宅地内）

- (ア) 通報を受けた漏水箇所の周辺状況及び現場確認に必要な資料（水道管路基本図、給水台帳、しゅん工図等）を事前に把握すること。
- (イ) 局負担で修繕工事を行う場合は、修繕範囲及び復旧条件等（主に横須賀市水道事業給水条例等）を説明し、給水装置所有者及び土地所有者の承諾を得るとともに、申込書を受領すること。
- (ウ) 受領した申込書は、滞りなく局に提出すること。
- (エ) 漏水量、路面状況及び交通状況等を考慮したうえで緊急性を判断し、業務管理責任者は速やかに局に情報共有（動画又は写真等のデータ送信を含む。）を行うこと。
- (オ) 別途局が発注する業務委託（配水管漏水調査作業業務委託等）で発見された漏水についても、同様に速やかに確認し、対応すること。

ウ 軽微な修繕作業等

- (ア) 口径φ25mm以下の水道メーター用止水栓交換、水道メーター前後のパッキン交換等、及びメーターボックス仮鉄蓋の交換等を実施すること。
- (イ) メーターボックス内における軽微な修繕作業等及び一時的な止水作業については、可能な限り当該業務と併せて実施すること。

エ 出水不良・濁水等の調査及び対応

- (ア) 出水不良については、水道メーターまでの出水確認を行うこと。
- (イ) 出水不良や濁水の原因は、漏水の可能性もあることから、漏水調査も併せて実施すること。
- (ウ) 配水管における断水や濁水については、速やかに局に連絡し、対応方法等の指示を受けること。
- (エ) 濁水や異物、臭いや味等の水質による問い合わせについては、メーターを外し洗管作業等において対応すること。
- (オ) 濁水や異物の発生が配水管に起因する場合は、局に報告し排水設備等により洗管作業を行うこと。
- (カ) 配水管に関するウォーターハンマー現象等（異音・振動）については、局に報告し、対応方法等の指示を受けること。
- (キ) 消火活動及びその他の原因による濁水等が発生した場合、局の指示により現地を確認し洗管作業を行うこと。

(ク) 洗管作業を行なった場合は、洗管水量報告書(任意様式)を提出すること。

オ その他

(ア) 上下水道施設における施設巡視等を局から指示された場合、その指示に従い施設巡視等を実施すること。

(イ) 受託者は、緊急断水、濁水異常、異常流量及び水質・水圧異常等の本業務委託で想定し得ない緊急時は、局からの指示に応じ、対応すること。

(ウ) 洗管作業等で、水道メーターを取り外した場合は、水道メーター番号等を記録し、担当部署に連絡後、水道メーターを局に預けること。

(エ) 水道メーターを取り外さないで洗管作業等を行った場合は、洗管作業等の内容を局に報告すること。

(4) 現場確認業務(下水道)

ア 基本事項

(ア) 現地確認は、原則受付当日に行うこと。なお、下水道の閉塞及び道路陥没等の疑いがある場合は、直ちに現場確認を行うこと。

(イ) 現場確認後に当日の対応ができず、継続して対応を行う場合は、作業報告書(任意様式)を作成し、翌開庁日午前中に提出すること。

(ウ) 道路陥没等の二次的災害を防止する対応を的確に行い、局に引継ぐこと。

イ 下水道に関する現場確認

(ア) 通報を受けた下水道の閉塞箇所の周辺状況及び現場確認に必要な資料(地図、下水道台帳、土地の測量図等)を事前に把握すること。

(イ) 調査に当たっては、マンホール、ますの蓋を不用意に開けたままにしないこと。やむを得ず開けたままに放置するときは、必ず防護柵その他保安用品等を設置するとともに、監視員を配置し、第三者の転落することを防止すること。

(ウ) 調査を行う際は、酸素欠乏症及び危険ガスによる中毒に十分注意し、必要に応じて酸素濃度、各種ガスの測定を行い安全の確認をすること。

(エ) 軽微な対応(特別な工具を使用しない簡易な作業等)で済むものは、受託者が処理すること。

(オ) 下水道の閉塞及び道路陥没等の緊急な対応が必要な案件については、開庁日は直ちに担当部署に、閉庁日は指定連絡先に連絡し、早急に対応を引継ぐこと。また、車両や歩行者が通行するうえで危険な場合は防護柵その他保安用具等にて安全確保を行うこと。

(カ) 現地確認の結果は、処理内容等が分かる資料を担当部署に遅滞なく引継ぐこと。

(5) 工事監理業務(水道)

ア 関係機関申請等

- (ア) 受託者は、修繕工事及び路面復旧工事の依頼及び監理を行うにあたり、事前に関係機関等に申請を行うこと。

イ 修繕工事・路面復旧工事依頼

- (ア) 修繕工事及び路面復旧工事を依頼する場合、局単価契約業者に工事を依頼すること。依頼先については、局の指示に従うこと。
- (イ) 計画修繕工事と判断した後、漏水量の増加等により緊急性が高まった場合は、緊急修繕工事として対応すること。
- (ウ) 修繕工事及び路面復旧工事を施工する過程において、依頼した施工方法以外の作業を局単価契約業者が行おうとする際は、局に報告し指示を受けること。
- (エ) 仕切弁操作が必要な場合、事前に断水作業方法について、局と十分な打ち合わせを行うこと。
- (オ) 別途局が発注する業務委託（配水管漏水調査作業業務委託等）で発見された漏水及び局から修繕工事の指示を受けた場合についても、速やかに局単価契約業者に工事を依頼すること。

ウ 修繕工事・路面復旧工事監理

- (ア) 交通整理等について、受託者の責任において行い、修繕工事の着手前に、周辺の市民等へ周知を徹底すること。また、修繕工事等の完了後に、防護柵その他保安用品等又は養生設備等を設置する場合についても、車両及び通行人の安全を確保すること。
- (イ) 緊急修繕工事を行う場合、受託者で交通誘導員を配置すること。局から交通誘導員配置の指示があった場合又は漏水等により工事着手までの間安全を確保するうえで必要とする場合については、遅滞なく配置すること。
- (ウ) 緊急修繕工事の実施時は、漏水箇所の確認、施工指示、路面状況の安全性の確認及び仕切弁操作を不要と判断するまで、原則として現場に常駐すること。
- (エ) 計画修繕工事の実施時は、原則として常駐は求めないが、配水管の修繕及び仕切弁操作の可能性がある現場においては、必ず常駐すること。
- (オ) 路面復旧工事の実施時は、原則として常駐は求めないが、道路管理者の定める基準及び土地所有者の了解に基づき、施工業者との調整及び地元調整を密に行い、適正な工事監理を行うこと。
- (カ) 緊急修繕工事を行う場合、業務管理責任者は、修繕工事着手時に SNS 等を用いて速やかに局に情報共有を行うこと。
- (キ) 計画修繕工事及び路面復旧工事を行う場合、工事日程が決定した後、速やかに報告すること。
- (ク) 修繕工事の掘削予定範囲に、公共基準点及び境界プレート等がある場合、

局に報告すること。

- (ケ) 工事写真は、局単価契約業者から写真データ及び工事写真帳を受領した後、局に提出すること。
- (コ) 事故破損漏水は、原則として原因者対応とするが、原因者が対応できない場合は、本業務委託での対応とする。受託者は、修繕工事の施工に関し、原因者負担の原則に基づいて、原因者に対して工事内容及び費用負担の必要性を説明し、原因者の同意（局の指定する水道管破損届等）を必ず得ること。また、その際の損害賠償に必要な情報等について、局の指定する書式を提出すること。なお、同意が得られない場合に限り、施工を断ってもよいものとする。ただし、事故破損漏水による修繕工事については、担当部署と事前に調整するものとする。
- (サ) 修繕工事跡の路面状況等について、適宜パトロールを行い、路面復旧前の仮復旧等の管理は受託者の責任において行うこと。修繕工事跡の路面状況に沈下等がある場合は、車両及び通行人に支障が生じないよう対応を行う。なお、局が指示した場合についても、速やかにパトロールを行うこと。
- (シ) 修繕工事で漏水が発見されない場合等は、後日、継続で対応し、適宜局に報告するとともに、漏水が発見された後は、修繕工事の依頼及び工事監理を行い、滞りなく対応すること。

エ 断水作業

- (ア) 修繕工事に伴い断水作業が必要であると判断したときは、局に報告し、局の承認を得たうえで、仕切弁操作を行うこと。ただし、仕切弁操作を行う者は、局が行う仕切弁操作研修の受講修了者に限る。
- (イ) 断水作業に伴う仕切弁操作は、原則「配水管におけるφ100mm以下の仕切弁かつ断水件数100件以下の場合」とする。
- (ウ) 局から断水作業計画の承認を得た後、断水作業を行う前に、速やかに地元広報を行うこと。
- (エ) 応急給水に関する作業は、原則局が行うが、受託者は、断水作業前又は断水作業中に応急給水の必要性があると判断した場合は、直ちに局に連絡すること。
- (オ) 当初予定した濁水範囲及び時間を超える場合又はそのおそれがある場合は、直ちに局に連絡し、局の指示に従い対応すること。
- (カ) 施工後は、速やかに局の指定する断水作業内容の報告書を提出すること。

オ 精算補助

- (ア) 局単価契約業者から修繕工事等の完了報告を受けた場合、速やかに局単価契約業者の工事写真帳及び工事報告書等の内容を確認し、局の指定する工事施行書を作成し、局に提出すること。

カ しゅん工図管理等

- (ア) 給水管及び配水管布設替えをした場合等、局の指定するしゅん工図等を作成し、局に提出すること。
- (イ) 上下水道施設管理システムの配管線形及び記載内容等と現地状況が異なることを確認した場合は、局の指定する上下水道施設管理システム修正図を作成し、局に提出すること。

キ 材料管理

- (ア) 局所有の資材倉庫に保管する材料について、局の指定する在庫数量を確保すること。
- (イ) 局が所有する資材倉庫に保管する修繕材料に欠品が生じないように細心の注意を行い、定期的な在庫確認を行うこと。

ク 交通誘導員管理

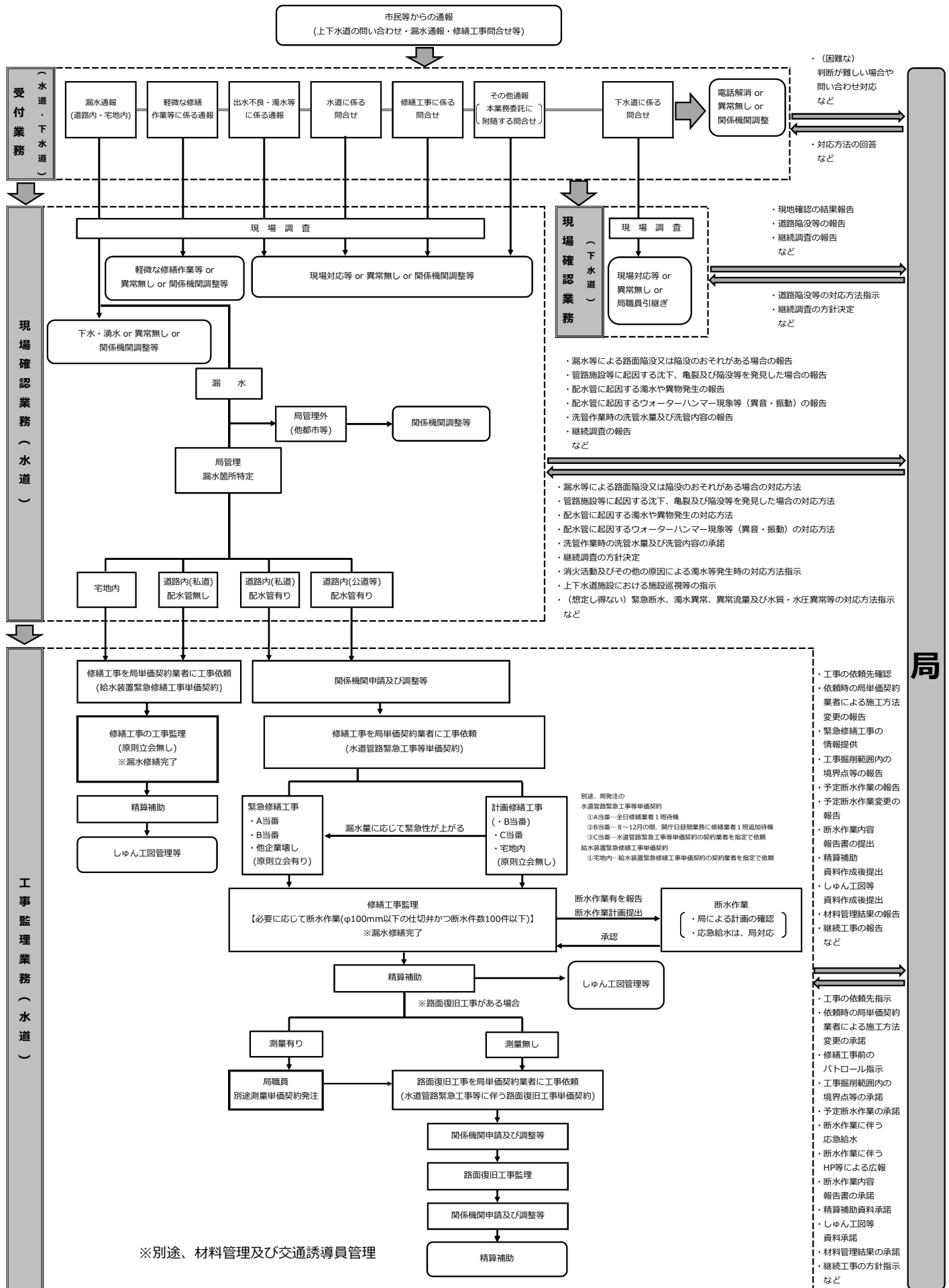
- (ア) 履行期間中の全日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで、交通誘導員 1 名以上を確保すること。なお、原則として、現場条件に合わせた交通誘導員の増員を可能にすること。
- (イ) 交通誘導員は、修繕工事等が完了した後、交通規制が解除するまで交通誘導警備業務に専念すること。
- (ウ) 交通誘導員の資格は、警備業者の警備員（警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員とする。
- (エ) 交通誘導員については、履行開始前及び交通誘導員変更時に、合格証の写しを局に提出すること。

7 その他

本書に記載なき事項、詳細等については、局と協議し、指示を受けること。

本業務委託における全体フロー図

※補足資料「参考例 業務実施方法」参照



参考例 業務実施方法

1 適用

本資料は、「本業務委託における全体フロー図」の補足資料であり、局が想定する実施方法である。ただし、本資料は、実施方法を指定するものではない。

受託者は、提案書の作成に際し、本資料を参考として良いが、要求水準を満たす具体的な実施方法等については、受託者の提案によるものとする。

2 受付業務（水道）

漏水通報等に対する問い合わせ対応及び受付を行う。通報は、水道事業に関する内容に限らず、他埋設物に関するものと疑われる通報があることから、明確に断定できない場合も必要事項（電話内容、住所、氏名、電話番号及び調査可能日時等）を確認し、漏水通報等の水道に係る問い合わせ受付及び修繕業務に対する問合せ対応を行う。必要事項の聞き取りには、的確に内容を確認するため、上水道施設管理システムを利用する。

また、受付後は給水修理受付システムに内容を入力する。メールや SNS 等の通報も同様に必要事項を確認し、問い合わせ内容を入力する。

（1） 基本事項

様々な通報及び要望等が寄せられるため、内容を的確に聞き取り、速やかに給水修理受付システムに必要事項の入力を行う。また、各業務の完了後も、受付内容、関係者及び処理状況等を給水修理受付システムに入力する。

（2） 漏水通報に係る問い合わせ対応等

道路内漏水、宅地内漏水、事故破損漏水及び局管理外漏水に係る問い合わせ対応及び受付等を行う。

（3） 軽微な修繕作業等に係る問い合わせ対応等

軽微な修繕作業等に係る問い合わせ対応及び受付等を行う。

（4） 出水不良及び濁水等に係る問い合わせ対応等

出水不良及び濁水等に係る問い合わせ対応及び受付等を行う。

また、消防活動及びその他の原因により発生した濁水の問い合わせ対応及び受付等も併せて行う。

（5） 水道に係る問い合わせ対応等

水道に係る問い合わせ対応及び受付等を行う。

（6） 修繕工事関係に係る問い合わせ対応等

水道の修繕工事に対する問い合わせ対応及び受付等を行う。

(7) その他

ア 通報場所については、住所とともに目標物となるものも併せて聞き取る。

イ 局が所管する施設及び用地であるか判断するため、詳細に状況を聞き取り、誤った判断を防止するため、極力現地立会いを行い、判断する。

局が所管する施設以外の要望については、対応できないことを伝える。また、管理者が判明している場合は、当該管理者の連絡先を案内する。

ウ 問い合わせ内容の対応や判断が難しい場合は、局へ確認をとる。

エ 閉庁日昼間業務及び夜間業務において、他企業者等が施工する工事に係る埋設物調査依頼等があった場合は、滞りなく対応する。

3 受付業務（下水道）

下水道の閉塞等に対する問い合わせ対応及び受付を行う。通報は、下水道事業に関する内容に限らず、他埋設物に関するものと疑われる通報があることから、明確に断定できない場合も必要事項（電話内容、住所、氏名、電話番号及び調査可能日時等）を確認し、下水道の閉塞等に対する問い合わせ対応及び受付を行う。必要事項の聞き取りには、的確に内容を確認するため、下水道施設管理システムを利用する。

また、受付後は給水修理受付システムに内容を入力する。メールや SNS 等の通報も同様に必要事項を確認し、問い合わせ内容を入力する。

(1) 基本事項

様々な通報及び要望等が寄せられるため、内容を的確に聞き取り、速やかに給水修理受付システムに必要事項の入力を行う。また、各業務の完了後も、受付内容、関係者及び処理状況等を給水受付システムに入力する。

(2) 下水道に係る問い合わせ対応等

下水道使用者等からの下水道に係る問い合わせ対応及び受付等を行う。

(3) その他

ア 通報場所については、住所とともに目標物となるものも併せて聞き取る。

イ 局が所管する施設及び用地であるか判断するため、詳細に状況を聞き取り、誤った判断を防止するため、極力現地立会いを行い、判断する。

局が所管する施設以外の要望については、対応できないことを伝える。また、管理者が判明している場合は、当該管理者の連絡先を案内する。

ウ 問い合わせ内容の対応や判断が難しい場合は、局へ確認をとる。

4 現場確認業務（水道）

水道管路上の道路内及び宅地内の管路施設等の状況を確認し、漏水調査等、軽微な修繕作業等及び出水不良・濁水等の調査・対応を実施し、原因を調査する。

水道の漏水等においては、現場確認の結果、漏水量に加え、路面の状況及び交通状

況等を考慮したうえで緊急性を判断する。

また、本業務委託外の他埋設物に関するものと疑われる通報で明確に断定できない場合には現場確認をし、他埋設物であれば、関係機関に引継ぎを行う等、適切に対応する。

なお、本業務委託は、履行期間中における全日の昼間業務及び夜間業務を対象とするため、現場の緊急性及び危険性を的確に判断し、速やかに対応する。

(1) 基本事項

ア 現地確認は、原則受付当日に行う。なお、道路内漏水の疑いがある場合は、直ちに現場確認を行う。

イ 現場確認後に当日で対応ができなく継続で対応を行う場合は、作業報告書（任意様式）を作成し、翌開庁日午前中に提出する。

ウ 漏水等により路面が陥没又は陥没のおそれがある場合は、その状況を詳細に局に連絡する。また、車両や歩行者が通行するうえで危険な場合は、防護柵その他保安用品等にて安全確保を行い、局の指示に従う。なお、通行に支障が生じる場合は適宜交通誘導員を配置する。

エ 管路施設等に起因する沈下、亀裂及び陥没等を発見した場合は、特に主要幹線道路等の交通量が多い路線においては状況を詳細に局へ連絡し、速やかに安全対策を行う。

(2) 漏水調査等

ア 通報を受けた漏水箇所の周辺状況を事前に把握し、漏水調査を行う際には、局が貸与するモバイル端末を用いて、調査に必要な資料（水道管路基本図、給水台帳、しゅん工図等）を確認する。

イ 調査にあたっては、業務の安全性確保に必要な設備及び装備に関する措置を行うとともに、管路施設等に損傷を与えないよう十分留意する。

ウ 使用する機材は常に点検し、十分な整備をする。

エ 調査に先立ち、受付業務との整合を確認のうえ、調査対象の水道管路基本図と現地の管路、弁栓類の位置確認を行う。また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害有無等も同時に確認し、調査対象となる管路施設等全般を把握する。

なお、断水作業が必要となる可能性のある場合は、仕切弁操作箇所の確認（仕切弁きょう内が土砂で堆積していないかどうかの確認等）、洗管作業箇所の確認（排水先の状況等）、断水及び濁水影響範囲の検討を行う。

オ 漏水調査等の概要は次のとおりとする。

(ア) 漏水と疑われる出水を確認した場合は、採水して残留塩素を確認する。また、管路上の路面において、音聴棒等を用いて漏水箇所を特定する。

(イ) 残留塩素の測定及び音聴等により、その出水が漏水によるものか判別が困難な場合は、局による水質検査を求める。検査に当たっては、指定の容器に

採水して、担当部署に届ける。

- (ウ) 漏水量、路面状況及び交通状況等を考慮したうえで緊急性を判断し、その状況を詳細に業務管理責任者へ報告（動画又は写真等のデータ送信を含む。）する。現場状況を確認した後、緊急性に応じて業務管理責任者は速やかに局に情報共有（動画又は写真等のデータ送信を含む。）を行う。

また、著しい漏水、断水作業が伴う漏水、交通量が多い場所での漏水等についても、SNS等を用いて、現場状況を報告する。

- (エ) 給水装置で漏水している場合は、水道メーターを境に修繕費用が局負担（水道メーター一次側及び水道メーター前後のパッキン）と給水装置所有者負担（水道メーター二次側）で範囲が分かれるため、以下の①、②のとおり対応する。

また、宅地内に立ち入る時は、給水装置所有者、土地所有者、又は代理者に声掛けをし、承諾を得てから立ち入る。

- ① 局負担で修繕工事を行う場合は、修繕範囲及び復旧条件等（主に横須賀市水道事業給水条例等）を説明し、給水装置所有者及び土地所有者の承諾を得るとともに、申込書を受領する。また、建物の床下等で漏水し調査不可能な場合や布設替え指導等をした場合は、給水修理受付システムにその旨を入力し、記録を残す。
- ② 給水装置所有者負担の範囲で漏水している場合は、修繕費用の負担と併せて水道料金が加算されていることについての説明を水道使用者等に行い、早急に横須賀市が指定した給水装置工事事業者へ修繕依頼するよう伝える。

- (オ) 道路内でボーリングバー等を用いて漏水箇所を特定する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう十分留意して作業を行う。漏水箇所特定のために、道路に孔をあけた場合は、補修材等で孔を埋める。また、私道等の場合は土地所有者又は土地所有者代理等に承諾を得てから道路に孔を開ける。

- (カ) 漏水の可能性があるが、微量で陥没等に影響が無い等の理由で漏水箇所が特定できない現場においては、後日、再調査を行う等の継続調査を行い、適宜局に報告する。

- (キ) 別途局が発注する業務委託（配水管漏水調査作業業務委託等）で発見された漏水についても、同様に速やかに確認し、対応する。

(3) 軽微な修繕作業等

ア 口径φ25mm以下の水道メーター用止水栓交換、水道メーター前後のパッキン交換等、及びメーターボックス仮鉄蓋の交換等を実施する。

イ メーターボックス内における軽微な修繕作業等及び一時的な止水作業については、可能な限り当該業務と併せて実施する。

(4) 出水不良・濁水等の調査及び対応

出水不良や濁水等、問い合わせ内容に応じた対応をする。

- ア 出水不良については、水道メーターまでの出水確認を行う。水道メーター一次側で異常がある場合は、漏水の有無及び止水栓等を確認し、公道修繕が必要か判断する。水道メーター二次側で異常がある場合は、器具等の不具合（異物の混入を含む。）による状況を水道使用者等に丁寧に説明し、修繕が必要な場合は、局が指定した給水装置工事事業者に直接依頼するよう説明する。
- イ 断水や濁水による対応については、近隣の状況も確認する等、慎重に調査する。なお、配水管における断水や濁水については、速やかに局に連絡し、対応方法等の指示を受ける。
- ウ 出水不良や濁水の原因は、漏水の可能性もあることから、漏水調査も併せて実施する。
- エ 濁水や異物、臭いや味等の水質による問い合わせについては、メーターを外し洗管作業等において対応する。なお、必要に応じてサンプル水を採水し局に提出する。また、濁水や異物の発生が配水管に起因する場合は、局に報告し排水設備等により洗管作業を行う。
- オ 配水管に関するウォーターハンマー現象等（異音・振動）については、局に報告し、対応方法等の指示を受ける。
- カ 消火活動及びその他の原因による濁水等が発生した場合、局の指示により現地を確認し洗管作業を行う。
- キ 洗管作業を行なった場合は、洗管水量報告書（任意様式）を提出する。

(5) その他

- ア 上下水道施設における施設巡視等を局から指示された場合、その指示に従い施設巡視等を実施する。実施方法等は、局と協議し決定する。
- イ 漏水量が少量かつ路面凍結や路面陥没又は出水不良等の二次被害のおそれがなく、現場の安全性が確保される場合（安全対策を行う場合を含む。）については、後日の施工と場合がある。
- ウ 緊急断水、濁水異常、異常流量及び水質・水圧異常等の本業務委託で想定し得ない緊急時は、局からの指示に応じ、対応する。
- エ 洗管作業等で、水道メーターを取り外した場合は、水道メーター番号等を記録し、担当部署に連絡後、水道メーターを局に預ける。
- オ 水道メーターを取り外さないで洗管作業等を行った場合は、洗管作業等の内容を局に報告する。

5 現場確認業務（下水道）

現地で下水道に係る管路施設等（以下「下水道施設」という。）の状況を調査したう

えで、下水道使用者等からの問合せ及び要望について内容を確認する。

道路陥没等の二次的災害を防止する対応を的確に行い、局に引継ぐ。

問合せ及び要望があった施設が、局が所有する施設でない場合は、その施設の管理者に引継ぎを行う。管理者が不明の場合は関係機関に通知する。

(1) 下水道に関する現場確認

ア 現地確認は、原則受付当日に行う。なお、下水道の閉塞及び道路陥没等の疑いがある場合は、直ちに現場確認を行う。

イ 現場確認後に当日で対応ができなく継続で対応を行う場合は、作業報告書（任意様式）を作成し、翌開庁日午前中に提出する。

ウ 通報のあった下水道施設の状況について、現場確認に必要な資料（地図、下水道台帳、土地の測量図等）把握し、必要な資料を携帯する。

エ 現地調査には極力通報者に立ち合いを求め、現地で要望内容を確認し、状況の説明を行う。

オ 下水道施設の調査作業は、そのほとんどが公道内で行われるため、交通事故及び第三者災害等に十分注意して行う。

カ 調査に当たっては、マンホール、ますの蓋を不用意に開けたままにしない。やむを得ず開けたままに放置するときは、必ず防護柵その他安全保安用品等を設置し監視員を配置し、第三者の転落することを防止する。

キ 調査を行う際は、酸素欠乏症及び危険ガスによる中毒に十分注意し、必要に応じて酸素濃度、各種ガスの測定を行い安全の確認をする。

ク 軽微な対応（特別な工具を使用しない簡易な作業等）で済むものは、処理する。

ケ 下水道の閉塞及び道路陥没等の緊急な対応が必要な案件については、開庁日は直ちに担当部署に、閉庁日は指定連絡先に連絡し、早急に対応を引継ぐ。また、車両や歩行者が通行するうえで危険な場合は防護柵その他保安用具等にて安全確保を行う。

コ 現地確認の結果は、処理内容等が分かる資料を担当部署に遅滞なく引継ぐ。

6 工事監理業務（水道）

修繕工事及び路面復旧工事を行う場合、施工業者との工事調整及び地元調整を密に行い、適正な工事監理を行う。なお、修繕工事及び路面復旧工事は、局単価契約業者が行う。

修繕工事に伴い発生する断水作業は、断水作業前に断水作業計画を局に提出し、局の承認を得た後、作業を行う。また、断水及び濁水影響範囲の地元調整等についても、対応する。

(1) 関係機関申請等

修繕工事及び路面復旧工事の依頼及び監理を行うにあたり、事前に関係機関等に申請を行う。

関係機関申請等の概要は、以下のとおりとする。

ア 所轄警察署への緊急道路使用連絡

緊急修繕工事を行う場合は、所轄警察署に緊急道路使用連絡を行う。緊急修繕工事における緊急道路使用許可申請については、工事開始時と工事終了時（交通規制解除時）に行う。なお、所轄警察署に提出する道路使用許可申請書等については、局単価契約業者が行う。

イ 地下埋設物設置事業者への協議立会申請

道路内掘削が必要となる場合は、事前に地下埋設物設置事業者へ協議立会申請を行い、埋設物状況を確認したうえで、埋設管に損傷等を与えないように注意する。

ウ 消防局への連絡

道路内掘削を通行止めにして行う場合は、所轄消防局に連絡する。また、緊急修繕工事の断水作業により消火栓が使用不能になる場合についても、所轄消防局へ連絡する。

エ ごみ収集場所の近くで施工を行う場合の連絡

道路内掘削をごみ収集場所の近くで行う場合は、担当部署に連絡する。

オ 道路管理者への道路占用許可申請等

道路内掘削が必要となる場合、道路管理者（国道、県道、市道、港湾道路等）に工事連絡を行い、必要に応じて道路掘削許可申請等を行う。

また、私道については、土地所有者等の承諾を得る。

(2) 修繕工事・路面復旧工事依頼

修繕工事及び路面復旧工事を依頼する場合は、局単価契約業者に工事を依頼する。依頼先については、局の指示に従う。なお、計画修繕工事と判断した後、漏水量の増加等により緊急性が高まった場合は、緊急修繕工事として対応する。

修繕工事・路面復旧工事依頼の概要は、以下のとおりとする。

ア 局の規定する修繕対応範囲及び施工方法を把握したうえで、漏水修繕のための最善の施工方法を現場状況に応じて十分に検討し、修繕対象の水道使用者及び土地所有者との調整を行い、局単価契約業者に必要な情報及び修繕内容等を的確に依頼する。

イ 修繕工事を施工する過程において、依頼した施工方法以外の作業を局単価契約業者が行おうとする際は、局に報告し指示を受ける。

ウ 仕切弁操作が必要な場合、事前に断水作業方法について、局と十分な打ち合わせを行う。

エ 別途局が発注する業務委託（配水管漏水調査作業業務委託等）で発見された漏水及び局から修繕工事の指示を受けた場合についても、速やかに局単価契約業者に工事を依頼する。

オ 依頼後においても、漏水量及び交通状況等を勘案し、漏水状況及び路面状況を確認するため、修繕工事前のパトロールを行う。なお、局が指示した場合についても、速やかに施工前のパトロールを行う。

（３） 修繕工事・路面復旧工事監理

修繕工事及び路面復旧工事の工事監理を行う場合は、全ての現場に担当者を任命する。なお、複数現場を兼務する。

修繕工事・路面復旧工事監理の概要は、以下のとおりとする。

ア 安全対策及び周知等

交通整理等を行い、修繕工事の着手前に、周辺の市民等へ周知を徹底する。

また、修繕工事等の完了後に、防護柵その他保安用品等又は養生設備等を設置する場合についても、車両及び通行人の安全を確保する。

イ 交通誘導員の配置

必要に応じ交通誘導員を配置し、交通整理を行う。局から交通誘導員配置の指示があった場合又は漏水等により翌朝までの安全を確保するうえで必要とする場合については、遅滞なく配置する。

ウ 緊急修繕工事の立会い範囲

緊急修繕工事の実施時は、漏水箇所の確認、施工指示、路面状況の安全性の確認及び仕切弁操作が不要と判断するまで、原則として現場に常駐する。

エ 計画修繕工事の立会い範囲

計画修繕工事の実施時は、原則として常駐しないが、配水管の修繕及び仕切弁操作の可能性がある現場においては、必ず常駐する。

オ 路面復旧工事の立会い範囲

路面復旧工事の実施時は、原則として常駐しないが、道路管理者の定める基準及び土地所有者の了解に基づき、施工業者との調整及び地元調整を密に行い、適正な工事監理を行う。

カ 緊急修繕工事の報告等

緊急修繕工事を行う場合は、詳細な現場状況等（修繕施工方針や既設管老朽化状況等）を業務管理責任者へ報告し、業務管理責任者は、修繕工事着手時に SNS 等を用いて速やかに局に情報共有を行う。

キ 計画修繕工事及び路面復旧工事の報告等

計画修繕工事及び路面復旧工事を行う場合は、工事日程が決定した後、速やか

に報告する。

ク 公共基準点及び境界プレート等

修繕工事の掘削予定範囲に、公共基準点及び境界プレート等（以下「公共基準点等」という。）がある場合は、公共基準点等の有無について局に報告する。

公共基準点等の保全業務の必要がある場合は、局が別途測量業務委託を発注し、公共基準点等の保全業務を行った後、修繕工事について局と協議する。

ケ 工事写真の管理

工事写真は、局単価契約業者から写真データ及び工事写真帳を受領した後、局が指定するパソコンのフォルダに指定するデータ形式、データ名称（受付番号）にして保存し、給水修理受付システムで照合できるようにする。また、修繕工事及び路面復旧工事後の必要情報を給水修理受付システムに入力する。

コ 事故破損漏水の対応

事故破損漏水は、原則として原因者対応とするが、原因者が対応できない場合は、本業務委託での対応とする。修繕工事の施工に関し、原因者負担の原則に基づいて、原因者に対して工事内容及び費用負担の必要性を説明し、原因者の同意（局の指定する水道管破損届等）を必ず得る。

また、その際の損害賠償の債権者は、局とする。原因者負担となる損害賠償に必要な情報等について、局の指定する書式を提出する。

なお、同意が得られない場合は、施工を断る。ただし、事故破損漏水による修繕工事については、担当部署と事前に調整する。

サ 修繕工事跡のパトロール

修繕工事跡の路面状況等について、適宜パトロールを行い、路面復旧までの仮復旧等の管理を行う。修繕工事跡の路面状況に沈下等がある場合は、車両及び通行人に支障が生じないよう対応を行う。なお、局が指示した場合についても、速やかにパトロールを行う。

シ 修繕工事で漏水が発見されない場合の対応

修繕工事で漏水が発見されない場合は、後日、継続で対応し、適宜局に報告するとともに、漏水が発見された後は、修繕工事の依頼及び工事監理を行い、滞りなく対応する。

(4) 断水作業

修繕工事に伴い断水作業が必要であると判断したときは、局に報告し、局の承認を得たうえで、仕切弁操作を行う。ただし、仕切弁操作を行う者は、局が行う仕切弁操作研修の受講修了者に限る。なお、仕切弁操作研修の受講については、局と調整する。

断水作業に伴う仕切弁操作は、「配水管におけるφ100mm以下の仕切弁かつ断水件数100件以下の場合」とする。ただし、局が認めた場合はこの限りではない。

応急給水に関する作業は、原則として局が行うが、断水作業前又は断水作業中に応急給水の必要性があると判断した場合は、直ちに局に連絡する。

ア 事前調査

断水作業を実施する際には、机上調査（水道管路基本図及びしゅん工図等による調査）と現地調査（仕切弁等の状態確認、地域特性及び地形等の調査）を行う。また、断水及び濁水影響範囲の受水槽の有無についても調査を行う。

現地調査においては、机上調査で確認した仕切弁及び洗管作業箇所等について、現地確認を行い、操作可能な状況を確認する。現地に仕切弁等がない場合及び操作不可能な状況である場合は、直ちに局に報告を行う。

イ 断水作業計画

事前調査の結果に基づき、断水作業に伴う断水及び濁水範囲の広報、仕切弁や洗管作業箇所等の操作手順について断水作業計画を立案し、局に承認を得る。

断水及び濁水範囲については、断水及び濁水影響範囲にある病院及び店舗等を考慮し、病院及び店舗等の理解を得たうえで決定する。

また、修繕工事の断水作業により消火栓が使用不能になる場合については、消防局に届出を事前に提出する。

ウ 地元広報

局から断水作業計画の承認を得た後、断水及び濁水となる時間及び洗管作業終了予定時間について、局の指定するビラやホームページ（局の管理する Web サイト）を用いて速やかに広報を行い、地元の理解が得られるように努める。

エ 断水作業

- (ア) 断水作業計画に基づき、断水作業を行う。やむを得ない理由で、断水作業計画以外の作業を行う場合は、直ちに局に相談する。
- (イ) 断水作業時間が断水作業計画よりも延長する場合は、速やかに地元広報を行い、地元の理解を得るように努める。また、清浄を確認した後、速やかに地元広報を行う。
- (ウ) 洗管作業においては、異物除去及び清浄を確認できるまで排水を行う。また、断水作業時又は断水作業後に、断水及び濁水範囲内の給水装置に異物が発生した場合は、異物が除去されるまで対応する。
- (エ) 断水作業中において異常を発見し、それが管路施設、交通及び付近の市民等に危害を及ぼす可能性がある等、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに局に連絡し、指示を受ける。
- (オ) 局の指示に反して作業を続行した場合又は局が事故防止のため危険と判断した場合は、作業を一時中止する場合がある。
- (カ) 断水作業終了後は、速やかに使用資材等を片付け、現場清掃に努める。
- (キ) 当初予定した濁水範囲及び時間を超える場合又はそのおそれがある場合は、

直ちに局に連絡し、局の指示に従い対応する。

(ク) 施工後は、速やかに局の指定する断水作業内容の報告書を提出する。

(5) 精算補助

局単価契約業者から修繕工事等の完了報告を受けた場合、速やかに局単価契約業者の工事写真帳及び工事報告書等の内容を確認し、局の指定する工事施行書を作成し、局に提出する。

(6) しゅん工図管理等

給水管及び配水管布設替えをした場合等、局の指定するしゅん工図等を作成し、局に提出する。

また、上下水道施設管理システムの配管線形及び記載内容等と現地状況が異なることを確認した場合は、局の指定する上下水道施設管理システム修正図を作成し、局に提出する。

(7) 材料管理

ア 材料管理

局所有の資材倉庫に保管する材料について、局の指定する在庫数量を確保する。また、修繕工事に伴った材料搬出に対応できるよう、常に資材倉庫内の整理整頓を徹底する。

イ 本業務委託で使用する材料

軽微な修繕作業に用いる給水装置用資材及び修繕工事等に伴い使用する材料については、局からの支給材料又は局単価契約業者が用意する材料とする。

ウ その他

局が所有する資材倉庫に保管する修繕材料に欠品が生じないように細心の注意を行い、定期的な在庫確認を行う。なお、材料の納期についても留意する。

(8) 交通誘導員管理

修繕工事等の円滑な実施並びに車両及び通行人の安全を確保するため、履行期間中の全日8時30分から17時15分まで、交通誘導員1名を必ず確保する。なお、現場条件に合わせた交通誘導員の増員が可能な体制を整える。

ただし、交通誘導員は、修繕工事等が完了した後、交通規制が解除するまで交通誘導警備業務に専念する。

交通誘導員管理の概要は、以下のとおりとする。

ア 交通誘導員の資格

交通誘導員の資格は、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員とする。

イ 資格証の提出

修繕工事等に配置予定の交通誘導員について、履行開始前及び交通誘導員変更時に、合格証の写しを局に提出する。

ウ 交通誘導員の配置

(ア) 現場状況に合わせて交通誘導員を配置し、修繕工事等の円滑な実施並びに車両及び通行人の安全を確保する。ただし、原則として、緊急修繕工事及び漏水調査等に必要な交通誘導員を確保し、計画修繕工事及び路面復旧工事に必要な交通誘導員は局単価契約業者が確保する。

(イ) 緊急修繕工事及び漏水調査等において、現場状況を勘案し、交通誘導員の増員が必要となった場合は、遅滞なく配置する。

(ウ) 局から交通誘導員配置の指示があった場合又は漏水等により工事着手までの間安全を確保するうえで必要とする場合は、遅滞なく配置する。

エ 不適格者の交替

局から交通誘導員の交替を求められたときは、直ちに実情を調査して、速やかに交替させる。